

○聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部学生納付金の取扱い基準

（趣旨）

- 1 この基準は、聖カタリナ大学及び聖カタリナ大学短期大学部における学生納付金の科目、金額、納付の期限等に関する事項を定めることを目的とする。

（納付金台帳）

- 2 会計課長は、学生納付金台帳を備え、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に基づき、納付された学生納付金を正確且つ迅速に会計処理を行わなければならない。

（学生納付金の科目及び金額）

- 3 学生納付金の科目及び金額は、学則別表第2のとおりとする。

（納付期限）

- 4 学生納付金の納付期限は、次のとおりとする。

前 期	後 期
4月20日	10月20日

- ② 納付期限が休日（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律で規定する日）の場合については、その前日を納付期限とする。

（納入の告知）

- 5 会計課長は、前期納付期限の20日前と後期各納付期限の50日前に、学長名による納入告知書を本人に送達し、指定の銀行口座に振り込むよう告知するものとする。

（延納及び分納）

- 6 理事長は、経済的な理由等により、第4項に定める納付期限までに学生納付金の納付が困難な者に対して、延納又は分納を認めることがある。

ただし、新入学生（転・編入学生を含む。以下同じ）の前期分の学生納付金に関しては延納を認めない。新入学生が分納を希望する場合は入学試験要項に定める第2次入学手続期限までに（1回目）100,000円以上を納付しなければならない。

- ② 前号の手続を希望する者は、第4項に規定する期限までに所定の延納・分納願を学生支援課に提出して理事長の許可を得ることとし、延納・分納が許可されなかった場合については書面をもって通知する。ただし、新入学生については、入試課を経て、学生支援課に提出することとする。

- ③ 延納を許可された場合の納入期限は、次のとおりとする。

前期分 前期終了日前日

後期分 後期終了日前日

ただし、卒業年次学生の後期にあつては、2月末日を納付期限とする。なお、当該学生が修業年限および卒業要件単位を充足しているときは、学期末日まで期限を延長することができる。

- ④ 分納を許可された場合の納付期限は、次のとおりとする。

	1回	2回	3回
前期分	4月20日	5月31日	7月20日
後期分	10月20日	12月10日	1月20日

- ⑤ 延納・分納の期日が休日（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律で規定する日）の場合については、その前日を納付期限とする。
- ⑥ 分納を許可された者が第3回目の期日までに学生納付金を納付できなかった場合は、未納分の学費について延納願の手続をとることができる。

（特別免除）

- 7 理事長が、特別の事情があると認めた場合は、別に定める学費減免規程により、本人の勉学状況等を勘案して、学長と協議のうえ、当該期にかかる学生納付金の一部または全部を免除することがある。

（督促・除籍）

- 8 会計課長は、前項の願い出もなく納付しない者に対しては、納付期限から10日経過後に、文書をもって督促するものとする。
- ② 会計課長は、前号の督促にもかかわらず納付しない場合は、督促日から1ヶ月経過後に再度督促をするものとする。
- ③ 会計課長は、再度の督促にもかかわらず納付しない者があるときは、これを理事長及び学長に報告するものとする。
- ④ 学長は、前項の報告があったときは聖カタリナ大学学則第33条第1項第3号あるいは聖カタリナ大学短期大学部学則第35条第1項第3号により教授会に付議して除籍するものとする。

（休学時の在籍料）

- 9 聖カタリナ大学学則第54条および聖カタリナ大学短期大学部学則第55条に係る在籍料は、半期8万円とする。

附 則

この基準は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。